

中学生と保護者の親子健康診査

申し込み・問い合わせ先 健康医療課元気づくり係
(リ・フレ内・☎47-1310)

子どもの生活習慣病や、やせ志向による栄養不足など、見た目では分からない健康状態を知って、家族で健康づくりをしませんか。
対象 中学生とその保護者
※保護者は40歳未満で、職場などで健康診断の機会がない人。

内容 問診・計測・血液検査・検尿・診察(生活習慣病健診)
料金 無料

とき	ところ	申し込み期限
6月25日(土)	上下町民会館	5月13日(金)
11月5日(土) ・13日(日)	リ・フレ	9月30日(金)

※電話または申し込み用紙で申し込んでください。

子どもの月齢に応じた離乳食作り

離乳食教室 参加者を募集



とき 5月16日(月) 9時30分~12時
ところ リ・フレ

対象 満1歳までの子どもとその保護者
定員 先着15組

参加料 無料
持参するもの エプロン、バンダナまたは三角巾、手拭きタオルなど

申し込み方法 5月11日(水)までに電話で申し込んでください。

申し込み・問い合わせ先
健康医療課元気づくり係
(リ・フレ内・☎47-1310)

消費生活情報

〈賃貸住宅の退去に伴うトラブル〉

相談内容

先日、賃貸アパートを退去した。室内で特に破損・汚損させたものはなく、清掃も普通に行っていた。ところが、原状回復費用として、クリーニング、クロス張替え、フローリング代などで多額の費用が掛かり、入居時に預けた敷金は返還できないと言われた。

契約書では、自分の不注意や管理義務違反で破損・汚損した場合に、修繕費用の負担が必要としか記載されていない。納得できないので、対応方法を相談したい。
(50歳代・女性)

アドバイス

一般に、借主が退去時に原状回復を行う必要がある場合、預けた敷金は、家賃未払い額や原状回復費用を差し引いて精算すること

なっています。

国土交通省が公表している「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」によると、原状回復とは、借りた当時のままの状態に戻す意味ではありません。経年変化や通常の使用による傷・汚れなどは月々の家賃に含まれており、家主負担となります。

また、借主が不注意で室内の一部を破損した場合でも、全面補修の必要はなく、部分補修が基本となります。今回は家主や不動産管理

契約から退去までの留意点

- ▽契約内容が原状回復の原則通りか否か確認し、納得の上で契約する。
- ▽元々あった汚れや損傷は、家主側との立ち会い確認や写真撮影を行っておく。
- ▽入居中は規則を守り、修繕などが必要となった場合は、放置せず連絡する。
- ▽退去時には、家主立ち会いの下で、室内の現状を相互に確認する。
- ▽原状回復費用の請求がある場合は、内容や金額の根拠など説明を求めらる。

消費生活に関する相談場所

府中市消費生活センター
(☎43-7106)
※市役所南棟にあります。

相談日
毎週月・火・木・金曜日
10時~12時、13時~16時
※祝日・年末年始は除く。

上下町民会館で 消費生活出張相談

相談日
4月27日(水)13時~16時
※前日の16時までに、消費生活センターに電話で予約してください。